

四半期報告書

(第42期第2四半期)

株式会社ルネサンス

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	6
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	13
第4 【経理の状況】	14
1 【四半期連結財務諸表】	15
2 【その他】	23
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	24

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年11月13日

【四半期会計期間】 第42期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)

【会社名】 株式会社ルネサンス

【英訳名】 RENAISSANCE, INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 岡 本 利 治

【本店の所在の場所】 東京都墨田区両国二丁目10番14号

【電話番号】 03(5600)7811

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員最高財務責任者 安 澤 嘉 丞

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区両国二丁目10番14号

【電話番号】 03(5600)7811

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員最高財務責任者 安 澤 嘉 丞

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第41期 第2四半期 連結累計期間	第42期 第2四半期 連結累計期間	第41期
会計期間	自 2022年4月1日 至 2022年9月30日	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売上高 (千円)	19,889,005	21,155,994	40,760,685
経常利益 (千円)	24,785	214,112	311,331
親会社株主に帰属する四半期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	6,311	150,833	△1,141,646
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△104,824	75,577	△1,191,213
純資産額 (千円)	10,141,558	10,987,979	10,991,242
総資産額 (千円)	39,314,641	42,927,839	42,272,729
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	0.33	7.46	△60.44
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	7.14	—
自己資本比率 (%)	25.8	25.6	26.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△81,374	1,986,571	1,614,938
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,672,351	△1,772,922	△4,238,687
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,150,706	△331,319	3,350,634
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	4,141,976	5,334,226	5,532,596

回次	第41期 第2四半期 連結会計期間	第42期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2022年7月1日 至 2022年9月30日	自 2023年7月1日 至 2023年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	1.49	3.75

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第41期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため、第41期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社と連結子会社の株式会社BEACH TOWN及びRENAISSANCE VIETNAM INC.、持分法適用会社の株式会社東急スポーツオアシス）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間（2023年4月1日～2023年9月30日）においては、社会経済活動の活発化に伴い、スポーツクラブの新規入会者数や在籍会員数が概ね好調に推移したことにより、売上高は計画どおりとなりました。コスト面においては、全社的な省エネ対策や国の電気・ガス価格激変緩和対策事業により光熱費を抑制できたことから、計画を下回って推移いたしました。一方、昨今の物価上昇下での従業員の生活の安定やパフォーマンスの発揮を目的とした、平均5%の給与水準引き上げを7月より実施いたしました。この結果、当第2四半期連結累計期間は、売上高211億55百万円（前年同期比6.4%増）、営業利益2億81百万円（前年同期比191.6%増）、経常利益2億14百万円（前年同期比763.9%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益1億50百万円（前年同期より1億44百万円の改善）となりました。

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、経済活動の正常化や賃上げの加速等により、物価高においても景気の緩やかな回復が見られました。一方、国際情勢の不安定化や為替相場の変動による資源価格の高騰等、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

フィットネス業界においては、建築費や光熱費をはじめとする各種コストの上昇等、外部環境の厳しさが増すなか、多種多様な業態が広がり市場は活況を呈しております。また、ライフスタイルの変化に伴う健康課題の顕在化により、人々の運動や健康への意識は益々高まりを見せています。

このような状況の中、当社グループは「生きがい創造企業」という企業理念のもと、「人生100年時代を豊かにする健康のソリューションカンパニー」を長期ビジョンに掲げ、生涯現役で働くための健康維持・増進や、医療費等の社会保障費の抑制につながる“治療から予防へ”の取り組みを通じ、健康長寿社会の実現及び地域の社会課題の解決に取り組んでおります。

スポーツクラブ事業では、筋力トレーニングやサウナ、猛暑によるプールの需要に合わせた入会プロモーションにより、フィットネス会員の新規入会者数及び在籍会員数が好調に推移したことから、当第2四半期連結会計期間末の在籍会員数は390,918名（うちオンライン会員数45,620名）（前年同期比8.3%増）となりました。また、昨今の各種コストの上昇への対応と、人材及び設備への継続的な投資を通じて付加価値を高めていくために、7月以降順次フィットネス会員の価格改定を実施いたしました。なお、コスト面において、今期開業の総合型スポーツクラブ4施設の開業費用2億48百万円を、当第2四半期連結累計期間に計上しております。

介護及び介護・医療周辺事業では、リハビリ特化型デイサービス「元氣ジム」等が順調に推移し、売上高は前年同期比13.1%増となりました。介護リハビリの取り組みにおいては、リハビリ特化型デイサービス、訪問看護ステーション、居宅介護支援、児童発達支援・放課後等デイサービス等の複数のサービスの提供とその連携を通じ、利用者のQOL向上を目指しております。8月には、フランチャイズ施設の「ルネサンス 元氣ジム武蔵関（東京都練馬区）」を新規開設いたしました。また、がんに罹患された方の運動支援を推進し、「大阪国際がんセンター認定 がん専門運動指導

士（以下、「がん専門運動指導士」といいます。）」の養成・資格認定事業に取り組んでまいりました。現在がん専門運動指導士は全国で150名以上となり、各地のスポーツクラブやパーソナルトレーニングジム等で活躍しています。また、当社のスポーツクラブ及びびりハビリ特化型デイサービス 元氣ジムに順次配置することで、がんに罹患された方が安心して運動できる環境づくりを開始しております。

企業・健康保険組合向けの健康づくり事業では、健康経営の取り組み支援を推進し、年々増加する企業の労働災害防止に向けた「転倒災害予防プログラム」等、当社の運動と健康づくりのノウハウを活かしたオリジナルプログラムの受託件数が増加いたしました。また、オンラインレッスンサービス「RENAISSANCE Online Livestream（以下、「ROL」といいます。）」においては、住友生命保険相互会社のVitality会員の利用増加をはじめ、大同生命保険株式会社が取り組む中小企業の健康経営の普及・推進活動や株式会社U-NEXTが運営する動画配信サービス「U-NEXT」へのROLの提供等、企業を通じた健康づくり支援を加速してまいりました。

そのほか、様々な企業及び顧客の抱える健康課題への対応に向けたオリジナル健康コンテンツの開発・制作では、株式会社スクウェア・エニックスより相談を受け、オンラインRPG「ファイナルファンタジーXIV（以下、「FF14」といいます。）」の新生10周年を記念したオリジナル体操動画「エオルゼア体操」の制作に協力し、7月下旬にFF14公式YouTubeチャンネルで公開され、好評をいただきました。

地域・自治体向けの健康づくり事業では、自治体とともに地域住民及び地域内の企業等に向けた健康増進に取り組んでおります。7月に愛知県大府市及び株式会社トヨタシステムズと「大府市働く世代の睡眠改善実証事業」に関する覚書を、9月に神奈川県座間市と「健康増進等に関する包括連携協定」を締結いたしました。また、学校の水泳授業を取り巻く課題解決に向けて、スポーツクラブ近隣の学校や地域活性化起業人を派遣している地域での水泳授業のサポートに取り組み、当第2四半期連結累計期間において、前年度の約1.5倍となる25自治体、50校にて水泳授業を実施いたしました。

ベトナムに展開するスポーツクラブでは、ベトナムの物価上昇に合わせ8月より順次会費の改定を実施し、会員単価の適正化に取り組んでまいりました。また、ハノイ市の店舗で実施するスイミングスクールにおいては、幼稚園や小学校に向けた水泳授業の拡大を図っております。

連結子会社の株式会社BEACH TOWNでは、公共施設等官民連携事業（PPP）及び公募設置管理制度（Park-PFI）、並びに民間企業との連携による地域のにぎわい創出に向けた企画・提案に取り組み、当第2四半期連結累計期間において、京王電鉄株式会社の事業パートナーとして、聖蹟桜ヶ丘における会員制アウトドアフィットネス施設のプロデュースを実施いたしました。本施設は10月に「RIVER PARK 聖蹟桜ヶ丘」として開業しております。

また、持分法適用関連会社の株式会社東急スポーツオアシス（以下、「東急スポーツオアシス」といいます。）では、4月以降、当社より3名が経営に参画し、新たなマネジメント体制の構築やサービスの付加価値向上に取り組んでまいりました。当第2四半期連結累計期間においては、スポーツクラブ事業の収益性の改善と、物販を中心とするホームフィットネス事業が好調に推移し、業績は改善傾向にあります。

資本事業提携を結ぶアドバンテッジアドバイザーズ株式会社との取り組みにおいては、店舗開発の強化、全社的な運営の効率化、事業ポートフォリオの再構築等、複数のプロジェクトを進めてまいりました。中長期的な企業価値の向上に向け、引き続き同社の知見と当社のノウハウとを相互活用し、諸施策の着実な実行を目指してまいります。

なお、当社は、積極的なM&A及び事業継承を通じたスポーツクラブの店舗数拡大を出店戦略に位置付けております。2023年8月10日公表の「持分法適用関連会社である株式会社東急スポーツオアシスの株式追加取得に関するお知らせ」のとおり、東急不動産株式会社が保有する東急スポーツオアシスの株式の全てを、2024年3月31日（予定）に譲り受けることを決定いたしました。これにより当社グループは、売上高でフィットネス業界最大規模となる見込みです。また、7月に大阪市東成区に新規開設した「スポーツクラブ&スパルネサンス 今里24」及び2023年10月2日公表の「KSC wellness フィットネスクラブ金町・金町スイミングクラブの事業及び固定資産（信託受益権）の譲受に関するお知らせ」に記載の内容は、事業・施設継承の取り組みの一環となります。今後、フィットネス業界のリーディングカンパニーとして、総合型スポーツクラブの価値向上とお客様一人ひとりの「生きがい創造」を目指してまいります。

なお、当第2四半期連結累計期間においては下表の施設を新規開設、退店し、株式会社BEACH TOWNの施設を含む当第2四半期連結会計期間末の当社グループの施設数は、スポーツクラブ169施設（直営105施設、業務受託62施設、ルネサンス ベトナム2施設）、スタジオ業態2施設、介護リハビリ43施設（直営32施設、フランチャイズ11施設）、アウトドアフィットネス15施設（直営4施設、業務受託11施設）の計229施設となりました。

出店・開設時期	施設名	施設形態
2023年4月	武雄市民球場（他26施設）（佐賀県武雄市）	指定管理
2023年4月	大津町運動公園5施設（他8施設）（熊本県菊池郡大津町）	指定管理
2023年4月	BEACHTOWN OND PARK（佐賀県武雄市）	アウトドアフィットネス（業務受託）
2023年5月	アウトドアフィットネス和歌山（和歌山県和歌山市）	アウトドアフィットネス（業務受託）
2023年5月	アウトドアフィットネス江戸川（東京都江戸川区）	アウトドアフィットネス（業務受託）
2023年7月	スポーツクラブ&スパ ルネサンス 今里24（大阪府大阪市）	スポーツクラブ
2023年7月	スポーツクラブ ルネサンス 仙台卸町24（宮城県仙台市）	スポーツクラブ
2023年8月	ルネサンス 元氣ジム武蔵関（東京都練馬区）	介護リハビリ（FC）
退店・受託終了時期	施設名	施設形態
2023年4月末	Community Park 桶川（埼玉県桶川市）	アウトドアフィットネス（直営）
2023年6月末	スポーツクラブ ルネサンス 相模大野（神奈川県相模原市）	スポーツクラブ
2023年7月末	アウトドアフィットネス和歌山（和歌山県和歌山市）	アウトドアフィットネス（業務受託）

また、第3四半期連結会計期間以降は、下表の施設の新規開設を予定しております。

出店・開設時期	施設名	施設形態
2023年10月	スポーツクラブ ルネサンス 熊本光の森24（熊本県菊池郡菊陽町）	スポーツクラブ
2023年10月	スポーツクラブ ルネサンス・イオンモール座間24（神奈川県座間市）	スポーツクラブ
2023年10月	RIVER PARK 聖蹟桜ヶ丘（東京都多摩市）	アウトドアフィットネス（業務受託）
2023年11月	ルネサンス リハビリステーション富士見台（東京都練馬区）	介護リハビリ

当社グループの報告セグメントは「スポーツクラブ運営事業」のみであるため、セグメントごとの業績については記載しておりません。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ6億55百万円増加し、429億27百万円となりました。これは主に、現金及び預金、未収税金（流動資産その他）が減少したこと等により流動資産合計が6億17百万円減少したこと、及びリース資産が増加したこと等により有形固定資産が7億4百万円増加したこと等により固定資産合計が12億77百万円増加したことによるものです。

当第2四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ6億58百万円増加し、319億39百万円となりました。これは主に、短期借入金が増加したこと等により流動負債合計が1億41百万円減少したこと、及びリース債務が増加したこと等により固定負債が8億円増加したことによるものです。

当第2四半期連結会計期間末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ3百万円減少し、109億87百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益1億50百万円を計上したこと、配当金78百万円を支払ったこと等により利益剰余金が71百万円増加したこと、また、為替換算調整勘定が80百万円減少したこと等によりその他の包括利益累計額合計が75百万円減少したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの分析

当第2四半期連結累計期間において、現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の四半期末残高は53億34百万円となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間19億86百万円（前年同期△81百万円）

営業活動により得られた資金は、19億86百万円となりました。これは主に減価償却費11億39百万円（前年同期比9.2%増）、未収消費税等の減少額3億37百万円、長期未払金の増加額2億35百万円（同△37.3%減）によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間△17億72百万円（前年同期△16億72百万円）

投資活動に使用した資金は、17億72百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出12億11百万円（前年同期比28.9%減）、敷金・保証金の差入による支出4億92百万円（同103.8%増）によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間△3億31百万円（前年同期11億50百万円）

財務活動に使用した資金は、3億31百万円となりました。これは主に長期借入金の返済による支出11億31百万円（前年同期比7.6%増）、短期借入金の純減少額6億円、リース債務の返済による支出3億52百万円（同11.4%増）、長期借入れによる収入10億円（同16.7%減）、セール・アンド・リースバックによる収入8億31百万円（同50.8%増）によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社は、会員制フィットネスクラブやスクール等のスポーツクラブ事業等、主に施設に来館いただくことを前提とした施設産業を中心に、介護リハビリ事業、企業・保険者向け事業及び自治体向け事業等、社会課題を解決する事業を複数展開しております。さらに、これらの事業に「オンライン」、「デジタルコミュニケーション」等の価値を付加し、新たな健康づくりの機会とサービスの提供を通じて、当社が長期ビジョンとして掲げる「人生100年時代を豊かにする健康のソリューションカンパニー」の実現に向けて取り組んでおります。引き続きコーポレートガバナンスの更なる充実を図るとともに、健康で安心な社会を目指し、全てのステークホルダーの「生きがい創造」に貢献するために、持続的に企業価値向上に努めてまいります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	52,400,000
A種種類株式	2,092,000
計	52,400,000

(注) 当社の定款第6条に定められたところにより、当社の普通株式及びA種種類株式をあわせた発行可能株式総数は、52,400,000株であります。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,379,000	21,379,000	東京証券取引所 プライム市場	権利内容に制限のない標準となる株式(注)2
A種種類株式	2,092,000	2,092,000	非上場	(注)2 (注)3
計	23,471,000	23,471,000	—	—

(注) 1. 提出日現在の発行数には、2023年11月1日からこの四半期報告書提出日までのA種種類株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。

2. 単元株式数は、普通株式及びA種種類株式のそれぞれにつき100株であります。

3. A種種類株式の内容は次の通りであります。

1. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。）に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、956円（以下、「払込金額相当額」という。）に、年率1.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2023年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種種類株式について最初の払込みがなされた日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当（下記(4)に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額

(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われる日(同日を含む。)までの期間、年利1.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。A種種類株式1株当たりにつき本(4)に従い累積した金額(以下、「A種累積未払配当金相当額」という。)については、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記9.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。)

3. 議決権

(1) A種種類株主は、当社の株主総会及びA種種類株主を構成員とする種類株主総会においてA種種類株式100株につき1個の議決権を有する。

(2) 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価としてその有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下、「金銭対価取得請求日」という。)ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、A種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のA種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は各A種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

A種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) A種累積未払配当金相当額及び(iii) A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本4.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 金銭対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

(4) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が上記(3)に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下、本(注)3において「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下、「普通株式対価取得請求日」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数（以下、本(注)3において「交付株式数」という。）は、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) A種累積未払配当金相当額及び(iii) A種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初956円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式報酬制度に基づき当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員その他の役員又は従業員に普通株式を発行又は処分する場合、株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「新株発行等による取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。新株発行等による取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）

に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、新株発行等による取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本④に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、新株発行等による取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本⑤に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

- ⑥ (i) 以下に定める特別配当の支払を実施する場合、次の算式（以下「特別配当による取得価額調整式」といい、新株発行等による取得価額調整式と併せて「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{普通株式1株当たりの時価} - \text{普通株式1株当たりの特別配当}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}$$

「普通株式1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における交付株式数で除した金額をいう。普通株式1株当たりの特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (ii) 「特別配当」とは、各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における交付株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、払込金額（金956円）を当初の取得価額で除して得られる数値（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に35を乗じた金額とする。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、A種種類株主と協議の上合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。
- (iii) 特別配当による取得価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、新株発行等による取得価額調整式の場合には調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以

下「東京証券取引所」という。)が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)又は特別配当による取得価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日、にそれぞれ先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。

- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 本5.に定める取得価額の調整は、A種種類株式と同日付で発行される当社の新株予約権及び新株予約権付社債の発行については適用されないものとする。

(5) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

(6) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、A種種類株式の発行日から5年後の応当日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下、「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下、「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、金銭対価償還日における(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価償還に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。A種種類株式の一部を取得する場合において、A種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

7. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

- (1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年9月30日	—	23,471,000	—	3,210,356	—	3,146,780

(5) 【大株主の状況】

2023年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)			発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
		普通株式	A種 種類株式	合計	
D I C株式会社	東京都板橋区坂下3丁目35-58	3,742	—	3,742	17.83
AAGS S3, L. P. (常任代理人 株式会社イントリム)	Walkers Corporate Limited, 190 Elgin avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands (東京都港区芝2丁目10番6号 EARTH SHIBA BLD. 3階)	—	2,092	2,092	9.97
SOMPOホールディングス 株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1 号	1,603	—	1,603	7.64
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,123	—	1,123	5.35
住友生命保険相互会社	東京都中央区八重洲2丁目2-1	1,000	—	1,000	4.76
ルネサンス従業員持株会	東京都墨田区両国2丁目10-14 両国シティコア3階	447	—	447	2.13
齋藤 敏一	千葉県船橋市	345	—	345	1.64
齋藤フードアンドヘルス株式 会社	東京都墨田区石原2丁目18-7- 701	130	—	130	0.61
晶和ホールディング株式会社	東京都千代田区外神田2丁目15-2	115	—	115	0.55
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	103	—	103	0.49
計	—	8,611	2,092	10,703	51.01

(注) 1. 所有株式数千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 日本マスタートラスト信託銀行(株)、(株)日本カストディ銀行の所有株式は、信託業務に係るものであります。

3. 上記のほか当社所有の自己株式2,490千株(10.61%)があります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,490,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,880,300	188,803	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	A種種類株式 2,092,000	20,920	(注) 3
単元未満株式	普通株式 8,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	23,471,000	—	—
総株主の議決権	—	209,723	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権1個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己保有株式6株が含まれています。

3. 「A種種類株式」の内容は、「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式 (注) 3」に記載の通りです。

② 【自己株式等】

2023年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ルネサンス	東京都墨田区両国2丁目 10-14	2,490,700	—	2,490,700	10.61
計	—	2,490,700	—	2,490,700	10.61

2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2023年7月1日から2023年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,520,381	5,327,567
売掛金	1,245,183	1,134,605
商品	234,274	289,098
その他	1,791,069	1,422,522
貸倒引当金	△6,881	△7,327
流動資産合計	8,784,027	8,166,467
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,586,215	6,054,067
リース資産（純額）	10,969,552	11,602,768
その他（純額）	2,990,709	2,593,710
有形固定資産合計	19,546,478	20,250,546
無形固定資産	461,076	569,721
投資その他の資産		
投資有価証券	1,645,137	1,696,289
敷金及び保証金	8,814,555	9,166,097
その他	2,994,437	3,056,175
投資その他の資産合計	13,454,129	13,918,562
固定資産合計	33,461,683	34,738,829
繰延資産	27,018	22,542
資産合計	42,272,729	42,927,839
負債の部		
流動負債		
買掛金	54,479	52,984
短期借入金	3,000,000	2,400,000
1年内返済予定の長期借入金	2,203,084	2,243,084
未払法人税等	197,429	196,345
賞与引当金	684,062	739,945
資産除去債務	13,453	—
その他	4,189,421	4,567,638
流動負債合計	10,341,931	10,199,998
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	1,499,988	1,499,988
長期借入金	3,751,721	3,580,179
リース債務	11,400,747	12,116,344
退職給付に係る負債	851,520	870,474
資産除去債務	1,357,079	1,423,455
その他	2,078,499	2,249,420
固定負債合計	20,939,556	21,739,862
負債合計	31,281,487	31,939,860

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2023年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,210,356	3,210,356
資本剰余金	5,813,491	5,813,491
利益剰余金	4,644,051	4,716,045
自己株式	△2,514,753	△2,514,753
株主資本合計	11,153,145	11,225,138
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,846	6,318
為替換算調整勘定	△145,643	△226,343
退職給付に係る調整累計額	△32,779	△28,807
その他の包括利益累計額合計	△173,576	△248,832
新株予約権	11,673	11,673
純資産合計	10,991,242	10,987,979
負債純資産合計	42,272,729	42,927,839

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
売上高	19,889,005	21,155,994
売上原価	18,693,893	19,719,245
売上総利益	1,195,112	1,436,749
販売費及び一般管理費	※ 1,098,438	※ 1,154,875
営業利益	96,674	281,874
営業外収益		
受取利息	4,462	4,089
為替差益	135,152	87,773
持分法による投資利益	—	49,031
その他	15,638	75,073
営業外収益合計	155,253	215,967
営業外費用		
支払利息	205,569	265,712
その他	21,573	18,016
営業外費用合計	227,143	283,728
経常利益	24,785	214,112
特別利益		
固定資産売却益	13	—
特別利益合計	13	—
特別損失		
固定資産除却損	1,984	4,431
店舗閉鎖損失	3,000	—
その他	—	1,950
特別損失合計	4,984	6,382
税金等調整前四半期純利益	19,814	207,730
法人税、住民税及び事業税	44,168	45,026
法人税等調整額	△27,359	11,869
法人税等合計	16,809	56,896
四半期純利益	3,005	150,833
非支配株主に帰属する四半期純損失 (△)	△3,306	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	6,311	150,833

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
四半期純利益	3,005	150,833
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△834	1,471
為替換算調整勘定	△110,800	△80,699
退職給付に係る調整額	3,805	3,971
その他の包括利益合計	△107,829	△75,256
四半期包括利益	△104,824	75,577
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△101,518	75,577
非支配株主に係る四半期包括利益	△3,306	—

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	19,814	207,730
減価償却費	1,043,724	1,139,306
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	22,560	24,676
長期未払金の増減額 (△は減少)	374,927	235,008
賞与引当金の増減額 (△は減少)	187,050	41,957
固定資産売却益	△13	—
固定資産除却損	1,984	4,431
受取利息及び受取配当金	△4,595	△4,173
支払利息	205,569	265,712
売上債権の増減額 (△は増加)	6,489	110,577
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1,577	△41,436
前払費用の増減額 (△は増加)	△122,486	△114,244
仕入債務の増減額 (△は減少)	△13,068	△1,495
未払金の増減額 (△は減少)	△40,969	△186,625
未払費用の増減額 (△は減少)	△7,227	93,619
前受金の増減額 (△は減少)	30,065	△1,838
未収消費税等の増減額 (△は増加)	—	337,793
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△1,119,101	179,040
その他	△398,658	△161,877
小計	184,487	2,128,164
利息及び配当金の受取額	178	134
利息の支払額	△206,625	△266,565
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△59,415	124,838
営業活動によるキャッシュ・フロー	△81,374	1,986,571
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,703,294	△1,211,296
有形固定資産の売却による収入	13	—
無形固定資産の取得による支出	△41,783	△224,869
長期貸付金の回収による収入	40,137	31,737
敷金及び保証金の差入による支出	△241,610	△492,342
敷金及び保証金の回収による収入	285,779	143,234
その他	△11,594	△19,387
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,672,351	△1,772,922
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	850,000	△600,000
長期借入れによる収入	1,200,000	1,000,000
長期借入金の返済による支出	△1,051,542	△1,131,542
リース債務の返済による支出	△316,291	△352,428
配当金の支払額	△76,267	△79,080
セール・アンド・リースバックによる収入	551,489	831,732
その他	△6,682	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,150,706	△331,319
現金及び現金同等物に係る換算差額	△110,800	△80,699
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△713,819	△198,370
現金及び現金同等物の期首残高	4,855,796	5,532,596
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 4,141,976	※ 5,334,226

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
従業員給料及び賞与	241,947千円	274,411千円
賞与引当金繰入額	44,335千円	49,138千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
現金及び預金	4,128,743千円	5,327,567千円
預け金(流動資産その他)	13,233千円	6,658千円
現金及び現金同等物	4,141,976千円	5,334,226千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年5月20日 取締役会	普通株式	75,553	4.00	2022年3月31日	2022年6月8日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年11月11日 取締役会	普通株式	75,553	4.00	2022年9月30日	2022年12月7日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年5月25日 取締役会	普通株式	75,553	4.0	2023年3月31日	2023年6月13日	利益剰余金
2023年5月25日 取締役会	A種種類株式	3,287	1.57	2023年3月31日	2023年6月13日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年11月10日 取締役会	普通株式	56,664	3.0	2023年9月30日	2023年12月7日	利益剰余金
2023年11月10日 取締役会	A種種類株式	9,999	4.78	2023年9月30日	2023年12月7日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントが「スポーツクラブ運営事業」のみであるため記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの報告セグメントは、「スポーツクラブ運営事業」のみであり、外部顧客への売上高を分解した情報は以下のとおりです。

前第2四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

区分		売上高(千円)
	フィットネス部門合計	8,694,293
	スイミングスクール	4,808,123
	テニススクール	1,961,360
	その他スクール	630,458
	スクール部門合計	7,399,942
	プロショップ部門	434,796
	その他の収入(注)	1,838,554
	スポーツ施設売上高	18,367,587
	業務受託	364,903
	介護リハビリ	815,014
	その他売上	341,500
	顧客との契約から生じる収益	19,889,005
	その他の収益	—
	外部顧客への売上高	19,889,005

(注)「その他の収入」は、スポーツクラブ施設に付帯する駐車場、プライベートロッカー等の収入であります。

当第2四半期連結累計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

区分		売上高(千円)
	フィットネス部門合計	9,540,582
	スイミングスクール	4,959,913
	テニススクール	2,015,249
	その他スクール	646,104
	スクール部門合計	7,621,267
	プロショップ部門	435,564
	その他の収入(注)	1,874,181
	スポーツ施設売上高	19,471,596
	業務受託	346,187
	介護リハビリ	922,154
	その他売上	416,055
	顧客との契約から生じる収益	21,155,994
	その他の収益	—
	外部顧客への売上高	21,155,994

(注)「その他の収入」は、スポーツクラブ施設に付帯する駐車場、プライベートロッカー等の収入であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	0円33銭	7円46銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	6,311	150,833
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	9,999
(うち優先配当額(千円))	—	(9,999)
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	6,311	140,834
普通株式の期中平均株式数(株)	18,888,294	18,888,294
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—	7円14銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額(千円)	—	5,260
(うち支払利息(税額相当額控除後)(千円))	—	(5,260)
普通株式増加数(株)	—	1,569,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があった ものの概要	—	2023年1月31日発行の A種種類株式 普通株式転換の目的と なる株式 2,092,000株 2023年1月23日発行の 第2回新株予約権 新株予約権の数 15,690個 (普通株式 1,569,000株)

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第42期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）中間配当について、2023年11月10日開催の取締役会において、2023年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

普通株式

① 配当の総額	56,664千円
② 1株当たりの金額	3円00銭
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2023年12月7日

A種種類株式

① 配当の総額	9,999千円
② 1株当たりの金額	4円78銭
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2023年12月7日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年11月13日

株式会社ルネサンス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

大 竹 貴 也

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

浅 井 則 彦

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ルネサンスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ルネサンス及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年11月13日

【会社名】 株式会社ルネサンス

【英訳名】 RENAISSANCE, INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 岡 本 利 治

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役専務執行役員最高財務責任者 安 澤 嘉 丞

【本店の所在の場所】 東京都墨田区両国二丁目10番14号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員岡本利治及び取締役専務執行役員最高財務責任者安澤嘉丞は、当社の第42期第2四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

